

質疑回答書

(プレゼンテーション等実施要領)

質疑 番号	要領等 の番号	項目	質疑内容	回答
1	プレゼン テーション 等実施要 領	(6)実施方法及び留意 点	プロポーザル参加者及び協力事務所の関係者等によるプレゼンテーションの傍聴は禁止するものと考えてよろしいでしょうか。	各参加者によるプレゼンテーション及び質疑については、該当参加者及び協力事務所等関係者による傍聴は認めますが、他の参加者及び協力事務所等関係者によるプレゼンテーション及び質疑の傍聴は禁止となります。
2				
3				
4				